

新・大阪府地震防災 アクションプラン

平成27年3月

大 阪 府

目 次

1 基本方針	1
(1) 新アクションプランがめざすもの	1
(2) 取組期間と目標.....	2
(3) 政策ターゲット（標的）とアクション（具体的な取組み）	3
(4) プランの進捗管理 [P D C Aサイクルの実施]	5
2 被害軽減目標（津波・浸水等）	6
3 3つのミッションと100のアクションの推進	8
(1) 推進方針と推進体制.....	8
(2) アクション.....	9
(3) 新アクションプランをより進める推進体制の確立	35
<用語集>	38

1. 基本方針

(1) 新アクションプランがめざすもの

- 大阪府では、平成**21**年1月に策定した「大阪府地震防災アクションプラン（以下、「前AP」という。）」に基づき、上町断層帯地震及び東南海・南海地震の被害想定を対象とした被害軽減対策に取り組んできました。しかし、平成**23**年**3**月、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発災しました。このため、この大震災を貴重な教訓とした新たな知見等に基づき、府が算定した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて、平成**26**年**3**月、「大阪府地域防災計画」の修正を行い、新たな対策強化の方向性を打ち出しました。

- その方向性に基づき、着実に具体的対策を推進するために、前APを抜本的に改訂し、府民の人命をはじめ、万一にあっても被害の最大限の軽減をめざすために今回策定したのが、「新・大阪府地震防災アクションプラン（以下、「新AP」という。）」です。

- 改訂にあたっては、南海トラフ巨大地震に加え、上町断層帯地震等、府内で想定される地震被害リスクへの対応について、あらゆる側面から吟味しました。前APの進捗に伴う課題や東日本大震災等、これまでの災害から得られた経験・知見の活用、国土強靱化基本計画に示された方針等を踏まえました。

- 府民の命を守ることをはじめ、徹底的な減災に向けた政策ターゲット（標的）を解決するため、全庁挙げた作業（「AP改訂チーム（統括：小河副知事、チーム長：危機管理監）」）に基づき、「大阪府防災・危機管理対策推進本部（本部長：知事。以下、「推進本部」という。）」において**100**のアクションを決定し、推進します。

(2) 取組期間と目標

① 取組期間

- 平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間としています。

② 集中取組期間の設定

- とりわけ、府民の安心安全確保に全力を傾けるため、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間で「集中取組期間」とし、重点的に取組むこととしています。
(平成 26 年度から着手したアクションは 0 (ゼロ) 年次の取組みと位置付けました)

③ 基本目標

- 発災による死者(犠牲者)数を限りなくゼロに近づけるとともに、その経済的被害についても最小限に抑えることを究極の目標とします。

④ 被害軽減目標の定量化

- 「取組期間」において、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等の着実な取組みや発災時の的確な行動を通じて達成が可能と見込む、被害軽減目標(アクションによる効果)を定量的に明示しました。
- 南海トラフ巨大地震による建物倒壊被害及び上町断層帯地震等の直下型地震による被害の軽減目標については、今回はお示ししていませんが、これは、平成 27 年度に策定を予定する新たな「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン[※]」の検討状況を踏まえ、同計画における対策による被害軽減効果を今後反映します。

※策定には、H26 年度末に総務省より公表される「住宅・土地統計調査」の結果が必要です。また、新たな戦略プランの中で定める耐震化の目標値などについては、外部の専門家等で構成される審議会の意見を踏まえ、設定します。

⑤ その他

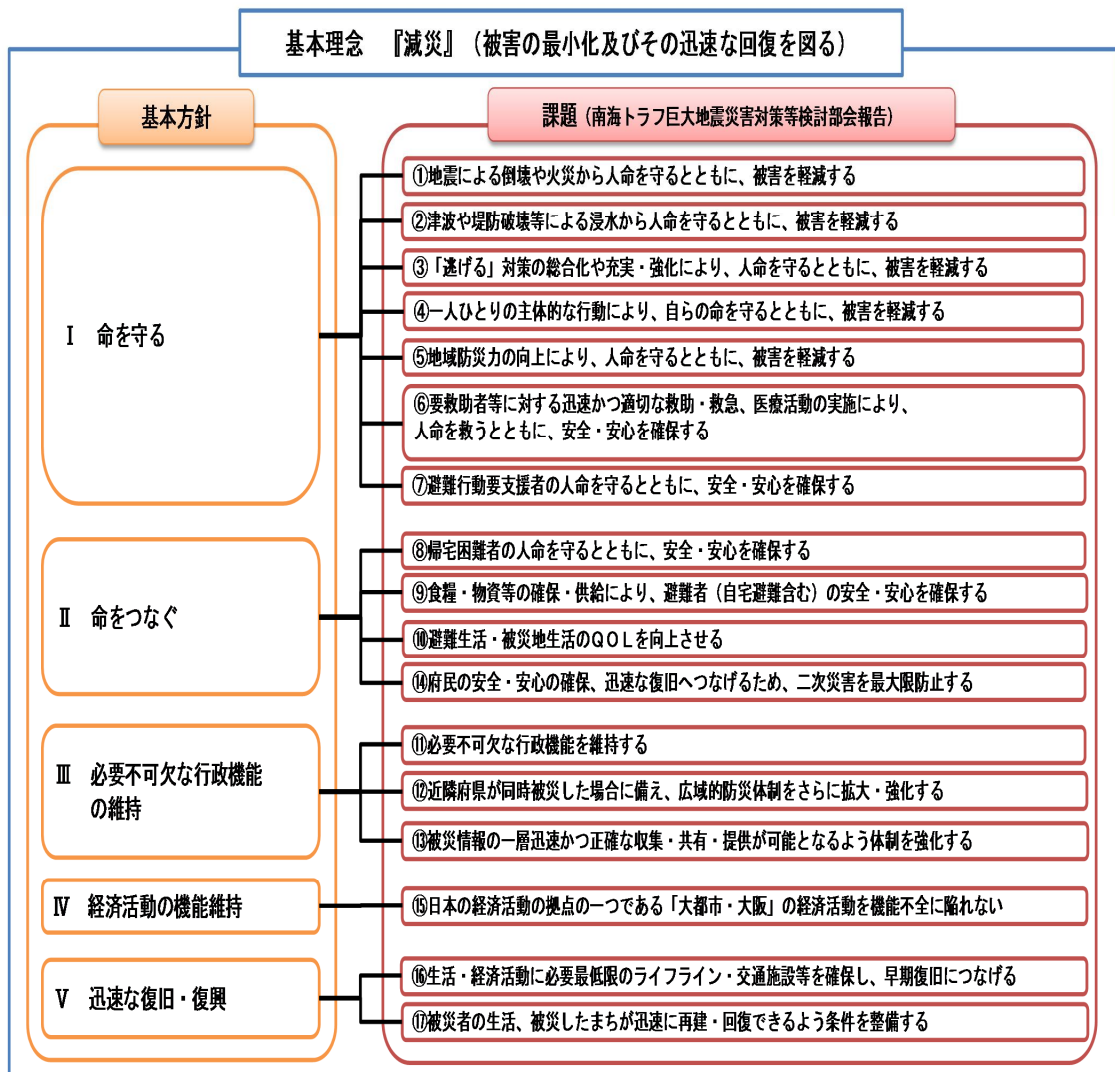
- アクションの推進にあたっては、今後の財政規律を踏まえつつ、被害軽減目標の達成に向けた着実な取組みを進めます。

(3) 政策ターゲット（標的）とアクション（具体的な取組み）

① 政策ターゲット

- 新APが視野に置く政策ターゲットは、「大阪府地域防災計画（平成26年3月）」で定めた基本理念『減災』と、『命を守る』をはじめとする5つの基本方針に基づき設定した“17の課題”です。

【政策ターゲット（17の課題）】



② 「アクション」ごとの目標設定

- **100** のアクションには、被害軽減目標の着実な達成に向けて、それぞれ「集中取組期間」及び「取組期間」でのめざすべき目標を設定しました。

- なお、アクションの立案にあたっては、以下の点に留意しました。

〔アクションの立案及び推進にあたっての留意点〕

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な対策を検討
- ・「大阪府地域防災計画（平成**26**年3月）」を踏まえ、府民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担を組合わせて対策を立案・推進
- ・高齢者、障がい者、子ども、女性、外国人等に十分配慮
- ・既存資源の有効活用に努め、非常時における防災・減災効果の発揮のみならず、平常時も有効活用される対策としての工夫に努力
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果の最大化にも努力（コストパフォーマンス）
- ・国家的な観点からの支援が必要な取組みは、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を国に積極的に提案し、強く要請

③ 「重点アクション」の設定

- 限られた資源の効果的投入により、集中取組期間中に、できる限り事業効果を発揮することで、府民の安心安全につなげるため、アクションの内、特に優先順位の高いものを「重点化」事業（以下、「重点アクション」という。）と位置付けました。

〔重点化にあたっての優先順位付けの考え方〕

- ・ 優先順位付けは「命を守り、つなぐ」を第一とする。
- ・ その上で、我が国の成長を支える「大都市・大阪」の880万府民の生活とその経済的打撃の軽減や迅速な回復にも力を傾ける
- ・ 具体的には、府が果たすべき役割、対策効果（費用対効果、複数の課題解決効果、呼び水効果等）及び緊急度の観点から、概ね、
 - ① 取組みに一定の時間と財政資源投入を要するが、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策
 - ② 津波から住民の命を守るために重要となる、地域・コミュニティにおける「逃げる」対策やその総合的推進に努める市町村等の取組みに対するソフト対策
 - ③ 地震発生後、「府民の命をつなぐ」等、迅速かつ的確な災害応急対応を行う上で、必要性が極めて高い対策を重点アクションとする。

（４）プランの進捗管理〔PDCA サイクルの実施〕

- 各アクションは、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見直し・改善につなげ、新APの着実な推進を図ります。

2. 被害軽減目標（津波・浸水等）

- 新APでは、上町断層帯地震等の直下型地震への対応も視野に置いていますが、被害軽減目標について、今回は、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなった南海トラフ巨大地震において、被害の大半を占めた津波・浸水被害を対象に推計し、以下のとおり設定しました。

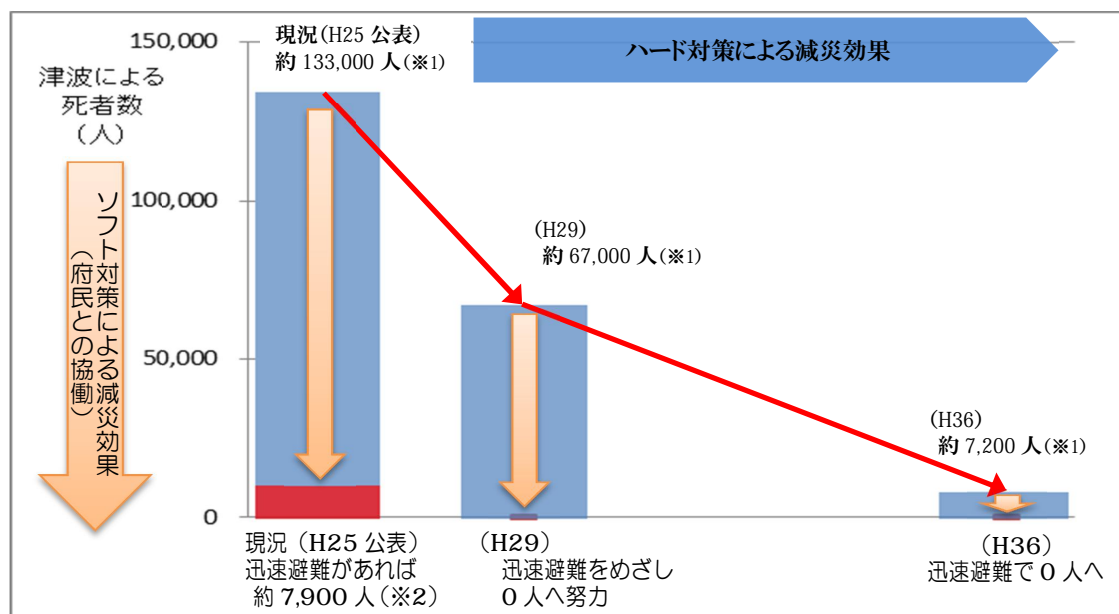
① 人的被害（死者数）

- 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、
- ・ 集中取組期間：『**人的被害（死者数）半減**』
 - ・ 取組期間：『**人的被害（死者数）9割減**』をめざします。
- 加えて、府民のみなさまに迅速かつ安全に避難いただく、いわゆる「逃げる」取組みにより、府民のみなさまとともに、
- 『**人的被害（死者数）を限りなくゼロに近付けること**』をめざします。

- 防潮堤の津波浸水対策等の緊急的取組みにより、
- ・ 集中取組期間：『**堤防沈下等による被害^(注)をゼロに近づけること**』をめざします。

(注)：地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、津波到達前の潮位（潮望平均満潮位）による浸水により想定される被害

【人的被害】



※1…「早期避難率低」の場合（避難開始が発災5分後:20%、15分後:50%、津波到達後あるいは避難しない:30%）

※2…「避難迅速化」の場合（避難開始が発災5分後:100%）

(注)冬18時の想定のため、避難開始をそれぞれ5分加算

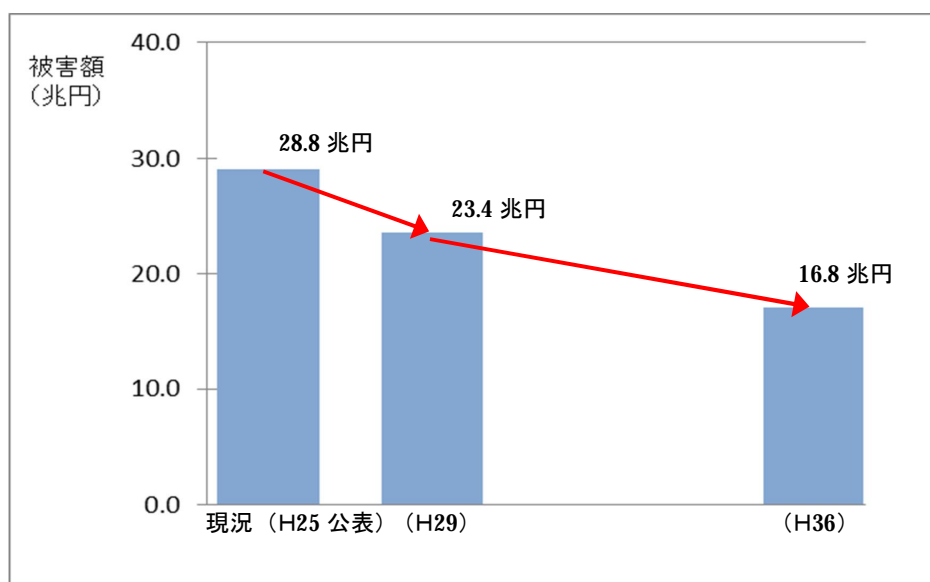
(注)揺れや地震火災等による被害軽減効果は、建物の耐震化により推計することとなるため、平成27年度に策定予定の新たな「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」の検討状況を踏まえその内容を反映します。

② 経済被害（被害額）

□ ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、
『経済被害（被害額）4割減』をめざします。

…これは、府内総生産（GDP）の約3割に相当する府内経済損失の解消に寄与します。

【経済被害^{※1}】



※1 経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上

- ・「資産等の被害額」：建物被害、ライフライン・インフラ施設被害、その他公共土木施設被害 等
- ・「生産・サービスの低下による影響」：民間資本ストック・労働力喪失による産業の生産性低下 等

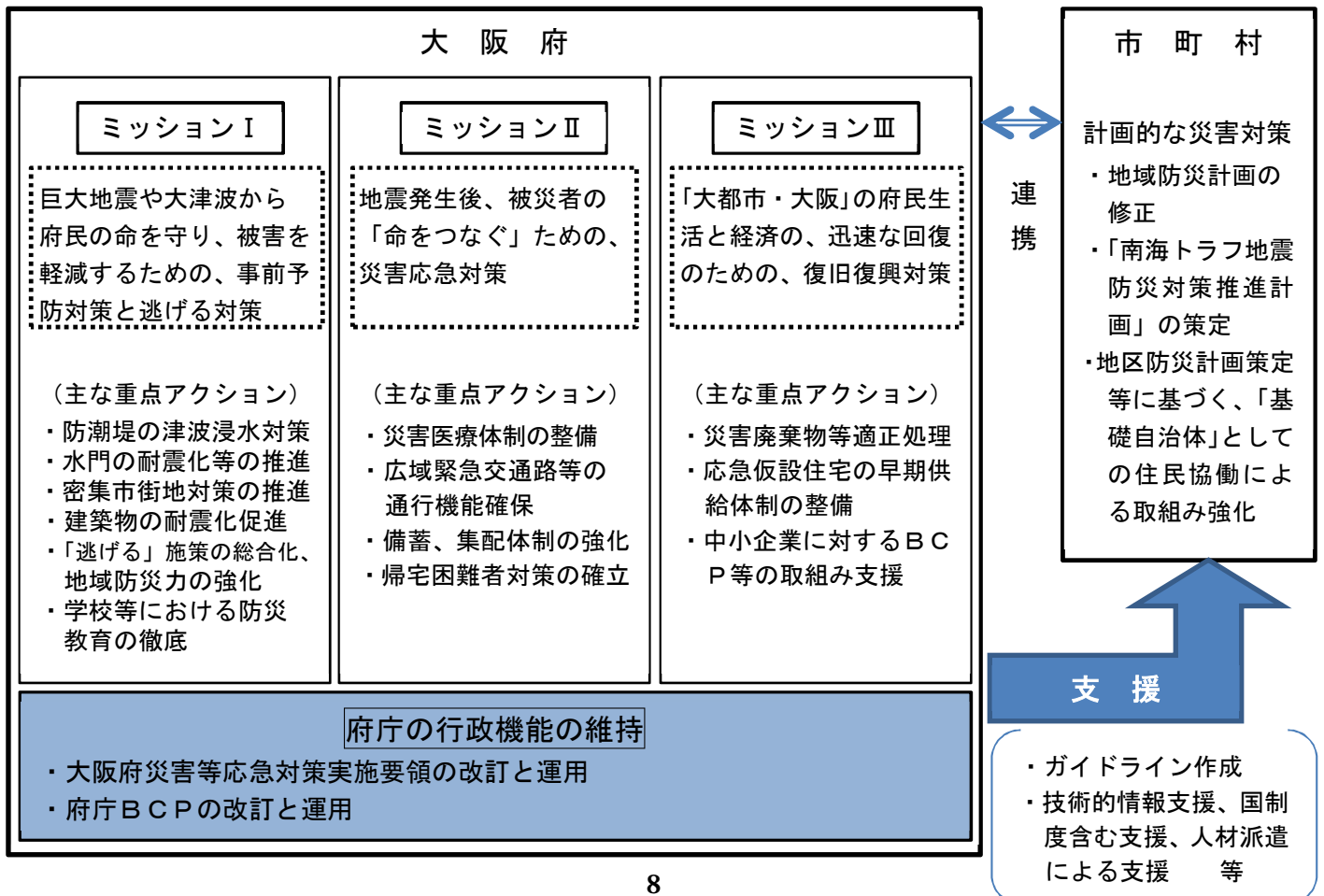
(注) 揺れや地震火災等による被害軽減効果は、建物の耐震化により推計することとなるため、平成27年度に策定予定の新たな「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」の検討状況を踏まえその内容を反映します。

3. 3つのミッションと100のアクションの推進

(1) 推進方針と推進体制

- **100** のアクションは、基本方針に基づき、「命を守り、つなぐ」を第一に、前項で示した被害軽減目標達成に向け、主に、下記の3つのミッションに区分けしました。
- そのうち、特に優先順位の高い **41** のアクションを重点アクションに据え、集中取組期間を中心に精力的に取組みを進めますが、**100** すべてのアクションを府民のご理解の下、しっかりと進め、定着させることが大切です。
- これらの取組みを着実に進める上での、府の人的・物的資源の投入方針等を定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」及び「府庁BCP」も平成**26**年度末に改訂し、地震発生後の災害応急対策を含めた府の行政機能を維持する体制を確保します。
- また、地域に密着し、住民の安心安全確保に大きな責務を有する市町村における災害諸対策及び住民連携による取組みについても、府として必要な支援を行います。

【 体系図 】



(2) アクション

【ミッションI】

巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- (重点) 1 防潮堤の津波浸水対策の推進【環境農林水産部・都市整備部】
- (重点) 2 水門の耐震化等の推進【都市整備部】
- 3 長期湛水の早期解消【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 4 密集市街地対策の推進【住宅まちづくり部】
- 5 防火地域等の指定促進【都市整備部】
- 6 消防用水の確保【危機管理室・環境農林水産部】
- (重点) 7 地下空間対策の促進【危機管理室】
- (重点) 8 ため池防災・減災対策の推進【環境農林水産部】
- 9 防災農地の登録促進【環境農林水産部】
- (重点) 10 府有建築物の耐震化の推進【全部局】
- (重点) 11 学校の耐震化（府立学校、市町村立学校、私立学校）【府民文化部・住宅まちづくり部・教育委員会】
- (重点) 12 病院・社会福祉施設の耐震化【福祉部・健康医療部・住宅まちづくり部】
- (重点) 13 民間住宅・建築物の耐震化の促進【住宅まちづくり部】
- 14 住宅の液状化対策の促進【危機管理室・住宅まちづくり部】
- 15 的確な避難勧告等の判断・伝達支援【危機管理室】
- 16 地震ハザードマップ等の作成(改訂)支援・活用【危機管理室・住宅まちづくり部】
- (重点) 17 津波ハザードマップの作成支援・活用【危機管理室・都市整備部】
- 18 堤外地の事業所の津波避難対策の促進【都市整備部】
- 19 沿岸漁村地域における防災対策【環境農林水産部】
- 20 船舶の津波対策の推進【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 21 石油コンビナート防災対策の促進【危機管理室】
- (重点) 22 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【危機管理室】
- (重点) 23 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化【危機管理室】
- (重点) 24 地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援【危機管理室】
- (重点) 25 地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進【危機管理室】
- 26 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化【都市整備部】
- 27 津波防御施設の閉鎖体制の充実【都市整備部】
- (重点) 28 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保【府民文化部・教育委員会】
- 29 府民の防災意識の啓発【危機管理室】
- 30 津波・高潮ステーションの利活用【都市整備部】
- 31 防災情報の収集・伝達機能の充実【危機管理室】
- 32 メディアとの連携強化【危機管理室】
- 33 津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達
【環境農林水産部・都市整備部】
- 34 大阪 880 万人訓練の充実【危機管理室】
- 35 「逃げる」防災訓練等の充実【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 36 「避難行動要支援者」支援の充実【危機管理室・福祉部】
- (重点) 37 医療施設の避難体制の確保【健康医療部】
- (重点) 38 社会福祉施設の避難体制の確保【福祉部】
- (重点) 39 在住外国人への情報発信充実【危機管理室・府民文化部】
- (重点) 40 外国人旅行者の安全確保【危機管理室・府民文化部】
- 41 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発【教育委員会】

【ミッションⅡ】

地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

- (重点) 42 災害医療体制の整備【健康医療部】
- (重点) 43 SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制の充実・強化【健康医療部】
- (重点) 44 医薬品、医療用資器材の確保【健康医療部】
- (重点) 45 広域緊急交通路等の通行機能確保
【危機管理室・環境農林水産部・都市整備部・住宅まちづくり部・警察本部】
- (重点) 46 鉄道施設の防災対策【都市整備部】
- 47 迅速な道路啓開の実施【都市整備部】
- 48 迅速な航路啓開の実施【都市整備部】
- 49 大規模災害時における受援力の向上（ヘリサインの整備など）【危機管理室】
- (重点) 50 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化【危機管理室】
- (重点) 51 水道の早期復旧及び飲用水の確保【健康医療部】
- 52 井戸水等による生活用水の確保【健康医療部】
- (重点) 53 避難所の確保と運営体制の確立【危機管理室】
- (重点) 54 福祉避難所の確保【危機管理室・福祉部】
- (重点) 55 帰宅困難者対策の確立【危機管理室】
- (重点) 56 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 57 DPAT 編成等の被災者のこころのケアの実施【健康医療部】
- 58 被災者の巡回健康相談等の実施【健康医療部】
- (重点) 59 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保体制の充実・強化【福祉部】
- 60 被災地域の食品衛生監視活動の実施【健康医療部】
- 61 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康医療部】
- (重点) 62 下水道施設の耐震化等の推進【都市整備部】
- (重点) 63 下水道機能の早期確保【都市整備部】
- 64 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理【健康医療部】
- 65 生活ごみの適正処理【環境農林水産部】
- (重点) 66 管理化学物質の適正管理指導【環境農林水産部】
- 67 有害物質（石綿、PCB 等）の拡散防止対策の促進【環境農林水産部】
- 68 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進【危機管理室】
- 69 毒物劇物営業者における防災体制の指導【健康医療部】
- 70 ご遺体の適切処理【健康医療部】
- 71 愛護動物の救護【環境農林水産部】

【ミッションⅢ】

「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- (重点) 72 災害ボランティアの充実と連携強化【危機管理室】
- (重点) 73 災害廃棄物の適正処理【環境農林水産部】
- (重点) 74 応急仮設住宅の早期供給体制の整備【危機管理室・住宅まちづくり部】
- 75 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備【住宅まちづくり部】
- (重点) 76 中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援【商工労働部】
- 77 災害復旧に向けた体制の充実【全部局】
- 78 生活再建、事業再開のための措置【危機管理室・商工労働部・環境農林水産部】
- 79 復興計画策定マニュアルの作成【政策企画部】
- 80 大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂【都市整備部】
- 81 復旧資機材の調達・確保【環境農林水産部・住宅まちづくり部】
- 82 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行【全部局】
- 83 住宅関連情報の提供【住宅まちづくり部】
- 84 地籍調査の推進【環境農林水産部】

府の行政機能の維持

- 85 大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用【全部局】
- 86 府庁 BCP の改訂と運用【全部局】
- 87 大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保【危機管理室】
- 88 災害時の府民への広報体制の整備・充実【危機管理室・政策企画部・府民文化部】
- 89 都府県市間相互応援体制の確立・強化【危機管理室】
- 90 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化【健康医療部】
- 91 発災時における地域の安全の確保【警察本部】
- 92 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進【危機管理室】
- 93 救急救命士の養成・能力向上【危機管理室】
- 94 救出救助活動体制の充実・強化【警察本部】
- 95 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ【危機管理室】
- 96 発災後の緊急時における財務処理体制の確保【会計局】

市町村の計画的な災害対策推進への支援

- 97 市町村地域防災計画の策定(改訂)支援【危機管理室】
- 98 「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定支援【危機管理室】
- 99 地区防災計画の策定支援【危機管理室】
- 100 地震災害に備えた市町村に対する支援【危機管理室】

【ミッションⅠ】

巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

番号	アクション名	内 容	担当部局
1	防潮堤の津波浸水対策の推進 【重点アクション①】	<ul style="list-style-type: none"> 津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、平成 26 年度から既に防潮堤の液状化対策を実施している。平成 28 年度までの3年間(集中取組期間中)で、第一線防潮堤^(注)のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。 続いて、平成 30 年度までの5年間に第一線防潮堤(津波を直接防御)の対策を順に完了させ、平成 35 年度までの 10 年間で全対策の完了をめざす。 	環境農林水産部 都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○平成 26 年度からの3年間で、要対策延長(府管理分:約 57km)のうち、第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤(約 9km)」の対策を完了 ・0km(H26) ⇒ 9km(H28) ※大阪市管理分についても、同様の整備方針で対策を行う。</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○要対策延長(府管理分:約 57 km)全ての対策を完了(H35) ※大阪市管理分についても、同様の整備方針で対策を行う。</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
2	水門の耐震化等の推進 【重点アクション②】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、津波を防御する水門機能を確保するため、先行取組みとして、平成 26 年度から水門の耐震補強工事を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。 三大水門(安治川水門・尻無川水門・木津川水門)の将来のあり方についても、検討を行う。 	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○水門の耐震補強(揺れ、液状化) 4 基/4 基 ○水門の耐津波補強(津波) 2 基/5 基</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○水門の耐津波補強(津波) 全 5 基完了</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
3	長期湛水の早期解消	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水^(注)の可能性があることから、集中取組期間中に、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。 	危機管理室 都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○関係機関と協議を進め、長期湛水への対応手順を決定</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間における取組みを踏まえ、手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
4	密集市街地対策の推進 【重点アクション③】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、先行取組みとして策定した「大阪府密集市街地整備方針」及び「市整備アクションプログラム」(該当市作成)に基づき、集中取組期間中に老朽住宅の除却や防火規制^(注)の強化などのまちの不燃化、広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備、防災意識を高めるための地域への働きかけをより強力に促進する等により、平成 32 年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。 <p>【対象地区】(大阪市)優先地区、(堺市)新湊、(豊中市)庄内、豊南町、(守口市)東部、大日・八雲東町、(門真市)門真市北部、(寝屋川市)萱島東、池田・大和、香里、(東大阪市)若江・岩田・瓜生堂</p>	住宅まちづくり部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○全 11 地区において、地域の理解・協力を得て、具体的な取組を推進</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○地震時等に著しく危険な密集市街地(2,248ha)の解消(H32)</p>	

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
5	防火地域等の指定促進	・都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制(防災街区整備地区計画等)の導入を働きかける。	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○市町村において、防火・準防火地域の指定や防災街区整備地区計画等の防火規制の導入</p> <p>・指定建ぺい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 約 6 割(H26)⇒約 7 割</p> <p>・「地震時等に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、市町村における防火・準防火地域の指定</p> <p>・指定建ぺい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合 約 7 割(H29)⇒全域(H36)</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
6	消防水の確保	・地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防水の確保に向けた以下の取組みを市町村に働きかける。 ■耐震性防火水槽の整備促進 ■ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用	危機管理室 環境農林水産部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○市町村において、耐震性防火水槽等の整備促進</p> <p>○市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定の締結促進</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
7	地下空間対策の促進 【重点アクション④】	・津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、集中取組期間中に、水防法に準拠 ^(注) した、避難確保・浸水防止計画の作成、避難誘導等の訓練、地下出入口における止水対策の着実な実行を施設管理者に働きかける。	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○全施設管理者において、「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策の実施</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、「避難確保・浸水防止計画」の充実、避難誘導等の訓練の拡充、地下出入口における止水対策の完了</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
8	ため池防災・減災対策の推進 【重点アクション⑤】	・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施(H23から実施中)を進めており、平成 27 年度に「ため池防災・減災アクションプラン(仮称)」を策定する。 ・同プランに基づき、集中取組期間中に、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。 ・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。	環境農林水産部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○対象ため池耐震診断の実施 100 箇所</p> <p>○対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知 100 箇所</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○ため池防災・減災アクションプラン(仮称)に基づく耐震診断の実施【継続】</p> <p>○診断結果を踏まえ必要な耐震対策の計画的実施</p> <p>○対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用【継続】</p>	

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
9	防災農地の登録促進	・地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地 ^(注) 」の登録を促進する。	環境農林水産部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間) ○市町村と連携して、防災農地の登録促進	平成 30～36 年度 ○集中取組期間の取組みを踏まえ、登録のさらなる促進 【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
10	府有建築物の耐震化の推進 【重点アクション⑥】	・地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン(H18～27)」に基づき、耐震化対策を実施している。 ・災害時に重要な機能を果たす建築物については、早期の耐震化完了を目指す。 ・その他の府有建築物については、平成 27 年度までに耐震化率 90%を目指す。 ・平成 28 年度以降については、平成 27 年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ、対策を進める。	全部局
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間) ○耐震化率 ・災害時に重要な機能を果たす建築物 91.3%(H25)⇒100%(H27) 大阪府庁舎本館(東館)(H28 完了予定)等を除く。 ・府有建築物全体 82.1%(H25)⇒90%(H27) ○平成 28 年度以降については、平成 27 年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ	平成 30～36 年度

番号	アクション名	内 容	担当部局
11	学校の耐震化 (府立学校、市町村立学校、私立学校) 【重点アクション⑦】	・地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン(H18～27)」に基づき、耐震化対策を実施中であり、平成 27 年度までに、府立学校(高等学校、特別支援学校)については、耐震化率 100%をめざす。 ・市町村立学校(小中学校等)については、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。 ・私立学校については、耐震化率が 90%以上となるよう、学校設置者(学校法人等)に対して耐震化を働きかける。 ・また、平成 28 年度以降については、平成 27 年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ、対策を進める。 ・吊り天井等、非構造部材の耐震化についても、府立学校において、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。	府民文化部 住宅まちづくり部 教育委員会
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間) ○耐震化率 (府立学校) ・高等学校 93.6%(H25)⇒100%(H27) ・支援学校 88.9%(H25)⇒100%(H27) (市町村立学校) ・小中学校 89.5%(H25)⇒100%(H27) ・幼稚園 72.4%(H25)⇒100%(H27) (私立学校) ・小中学校 77.7%(H25)⇒90%(H27) ・高 校 65.6%(H25)⇒90%(H27) ・幼稚園 68.7%(H25)⇒90%(H27) ・専修学校 65.7%(H25)⇒90%(H27) ○私立学校における、平成 28 年度以降については、平成 27 年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ	平成 30～36 年度

番号	アクション名	内 容	担当部局
12	病院・社会福祉施設の耐震化 【重点アクション⑧】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(H18～27)」に基づき、耐震化対策を実施中であり、補助制度のさらなる活用^(注)を図る等、耐震化の促進を働きかける。 平成28年度以降については、平成27年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ、対策を進める。 	福祉部 健康医療部 住宅まちづくり部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間) 平成 30～36 年度</p> <p>○耐震化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 55.7%(H25)⇒90%(H27:診療所含む) ・うち、災害拠点病院 78.9%(H25) ・社会福祉施設等 80.7%(H24)⇒90%(H27:老人ホーム等) <p>○平成28年度以降については、平成27年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
13	民間住宅・建築物の耐震化の促進 【重点アクション⑨】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(H18～27)」に基づき、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や特定建築物等の耐震化の促進を働きかける。 平成28年度以降については、平成27年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ、対策を進める。 	住宅まちづくり部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間) 平成 30～36 年度</p> <p>○耐震化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・77.9%(H22)⇒90%(H27) <p>○平成28年度以降については、平成27年度予定の「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン(H18～27)」の検証及びその結果を踏まえた新計画の策定を通じて、その方針等を取りまとめ</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
14	住宅の液状化対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、平成26年度中に府域の液状化の可能性マップを公表し、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置しており、さらなる充実を図る。 	危機管理室 住宅まちづくり部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間) 平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に相談窓口を設置し、相談事務を実施 ○集中取組期間の取組みを踏まえ、啓発方法や相談事務等の充実 	

番号	アクション名	内 容	担当部局
15	的確な避難勧告等の判断・伝達支援	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸市町^(注)において、津波に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、平成27年度中に大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドラインを改訂し、沿岸市町におけるマニュアル策定・改訂を働きかける。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間) 平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての沿岸市町においてガイドラインを踏まえたマニュアルの策定・改訂 ○集中取組期間の取組みを踏まえ、必要に応じたガイドラインの改訂やマニュアルの充実【継続】 	

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
16	地震ハザードマップ等の作成(改訂)支援・活用	・地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、集中取組期間中に、市町村に対して、地震ハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施を働きかける。	危機管理室 住宅まちづくり部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○全市町村において地震ハザードマップの作成・改訂 ○市町村において地震ハザードマップの住民への周知及び同マップを活用した避難訓練の実施	○集中取組期間の取組みを踏まえ、地震ハザードマップの周知・活用、同マップを活用した避難訓練の実施【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
17	津波ハザードマップの作成支援・活用 【重点アクション⑩】	・沿岸市町のうち、既に 12 市町において津波ハザードマップを作成しており、残る 2 市町においても、集中取組期間中に津波ハザードマップ作成を働きかける。 ・また、住民の防災意識の向上と的確な避難行動につながるよう、沿岸市町に対して、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかける。	危機管理室 都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○沿岸市町において津波ハザードマップの作成及び同マップを活用した避難訓練の実施 ・12 市町(H26)⇒14 市町	○集中取組期間の取組みを踏まえ、沿岸市町において津波ハザードマップの周知・活用、同マップを活用した避難訓練の実施【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
18	堤外地の事業所の津波避難対策の促進	・津波発生時に、堤外地 ^(注) にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。	都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○対象となる全事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施	○集中取組期間の取組みを踏まえ、津波避難計画及び訓練内容の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
19	沿岸漁村地域における防災対策	・地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、集中取組期間中に、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練を実施する。	環境農林水産部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○一時避難地(耐震性防火水槽を含む)の整備完了(H28) ・0 箇所(H26)⇒2 箇所(H28) ○一時避難地を活用した避難訓練等の実施	○一時避難地を活用した避難訓練等の実施【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
20	船舶の津波対策の推進	・港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、集中取組期間中に船舶の動揺シミュレーション ^(注) の結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。	危機管理室 都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○民間事業者において対応マニュアルの策定 ○同マニュアルを活用した訓練への参画	○集中取組期間の取組みを踏まえ、マニュアルの充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
21	石油コンビナート 防災対策の促進 【重点アクション⑩】	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府石油コンビナート等防災計画^(注)」に基づき、特定事業者^(注)に対して、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシング^(注)による溢流対策や危険物タンクの津波による移動抑制のための自主管理油高(上限及び下限)の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めるよう働きかける。 特に、災害の未然防止のため、危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策を指導し、平成 28 年度までの早期完了をめざす。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進 ○特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を早期完了(H28) 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
22	地域防災力強化に向けた 自主防災組織の 活動支援 【重点アクション⑪】	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティレベルでの住民組織の避難活動等への取組み促進など、自主防災力向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村に働きかけつつ、集中取組期間中に、沿岸市町と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、市町村と連携して、自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。 ・また、先行取組みとして、平成 26 年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内の自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全市町村における自主防災組織リーダーの育成【継続】 ○地域の自主防災組織の活動の充実

番号	アクション名	内 容	担当部局
23	地域防災力強化に向けた 消防団の活動強化 【重点アクション⑫】	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組みとして、平成 26 年度からの3年間で、消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。 ・あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組みとして、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改訂に取り組んでおり、平成 26 年度に試行実施、平成 27 年度から本格実施する。 ・また、全ての市町村で住民・自主防災組織との連携の下、消防団が核となる地域防災訓練が行われるよう働きかける。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全市町村において消防団の装備等の整備(H28) ○自主防災力強化に向けた消防学校において教育訓練の内容改訂と実施 ○全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、活動強化に向けた取組みを充実【継続】 ○消防学校において教育訓練の実施【継続】 ○全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施【継続】

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
24	地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援 【重点アクション⑭】	・消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、平成27年度からの3年間(集中取組期間中)に、女性が扱いやすい資機材の装備補助や女性分団の設置等による環境づくりを図るとともに、女性の“強み”を生かした活動充実に向け、救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○女性分団の設置等による女性消防団員の加入促進 195 人(H26)⇒262 人(H29:全国の消防団員数に占める女性消防団員数の割合と同等)</p> <p>○救命処置等の能力向上のため、全女性消防団員を対象とした講習の実施</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、女性消防団員の活躍支援に向けた取組みを充実【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
25	地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進 【重点アクション⑮】	・消防団に対する府民理解の促進と住民、自主防災組織等との連携を強化するため、消防団活動のPR(映像制作やポスターコンクール)等の普及啓発・理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して、消防団への加入促進を働きかける。 ・また、「消防団協力事業所表示制度 ^(注) 」について、集中取組期間中に市町村に対する積極的導入・促進を働きかけるとともに、その普及に資する奨励制度等を検討していく。	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○消防団活動に対する府民理解の促進 ○市町村において、「消防団協力事業所表示制度」の導入・促進 ○消防団への加入促進(府内消防団員約 10,000 人を維持)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、団員の加入促進、消防団活動への理解促進に向けた取組みを充実【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
26	地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化	・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して、加入促進を働きかける。 ・また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練が行われるように働きかける。	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○水防団への加入促進(府内水防団員約 6,000 人を維持) ○全水防団において、住民や自主防災組織と連携した防災訓練の実施 ○津波防御施設の閉鎖訓練などの防災訓練の実施・充実</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、団員の加入促進等に向けた取組みを充実【継続】 ○集中取組期間の取組みを踏まえた訓練内容の更なる充実</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
27	津波防御施設の閉鎖体制の充実	・津波による浸水を防ぐとともに、津波防御施設(水門・陸閘等)の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>○市町村と連携した訓練の実施 ○訓練を踏まえた操作・退避ルールの検証(H27)及び見直し</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実【継続】</p>	

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
28	学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 【重点アクション⑯】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。 ・引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。 ・とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町村立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。 ・私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。 	府民文化部 教育委員会
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施 ○市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底</p> <p>集中取組期間の取組みを踏まえ、 ○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施【継続】 ○市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
29	府民の防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取り組めるよう、防災に関する講習会や府のホームページ等による広報を充実する。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○防災に関する講習会の開催(年 24 回) ○府のホームページ等の広報内容の点検・充実</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、啓発活動の充実【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
30	津波・高潮ステーションの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、平成 26 年度から「津波・高潮ステーション ダイナキューブ(津波災害体感シアター)」の一部映像をインターネット配信している。 ・引き続き、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。 	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○関係機関と連携したイベントの開催 ○民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、普及啓発の取組みの充実【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
31	防災情報の収集・伝達機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システム^(注)を運用するとともに、機能の充実を図っていく。 ・あわせて、おおさか防災ネット^(注)を活用するとともに、集中取組期間中に SNS 等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○防災情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実</p> <p>○集中取組期間の取組みを踏まえ、防災情報の収集・伝達体制の充実【継続】</p>	

番号	アクション名	内 容	担当部局
32	メディアとの連携強化	・地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、集中取組期間中に関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関、有識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」 ^(注) のさらなる活用に向け、メディアとの連携体制の充実強化を図る。	危機管理室
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○かんさい生活情報ネットワークへの加入者の拡大 ○情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実	○集中取組期間の取組みを踏まえ、防災情報の収集・共有・伝達体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
33	津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達	・地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設(スピーカー)を平成 28 年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。	環境農林水産部 都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○津波情報伝達施設の整備完了(H28)及び適切な運用 ・66 箇所(H26)⇒67 箇所(H28)	○津波情報伝達施設の運用【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
34	大阪 880 万人訓練の充実	・地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪 880 万人訓練(災害伝達訓練)」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。	危機管理室
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○毎年の大阪 880 万人訓練の実施と検証及び訓練内容の充実 ○企業等との連動訓練等の実施	○集中取組期間の取組みを踏まえ、訓練内容のさらなる充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
35	「逃げる」防災訓練等の充実	・地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図る。	危機管理室 都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施(年3回以上) ○市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施(年2回以上) ○市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベント(年18回以上)	○集中取組期間の取組みを踏まえ、訓練内容の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
36	「避難行動要支援者」支援の充実 【重点アクション⑩】	・地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村とともに検討の上、集中取組期間中に全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう、働きかける。	危機管理室 福祉部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○全市町村において避難行動要支援者支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿の作成	○全市町村において避難行動要支援者名簿の適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
37	医療施設の 避難体制の確保 【重点アクション⑱】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、入院患者や施設利用者等が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、集中取組期間中に、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を医療施設に働きかける。 また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療施設において、災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ○広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実 <p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施【継続】 ○集中取組期間の取組みを踏まえ、情報収集・伝達体制の充実【継続】 	

番号	アクション名	内 容	担当部局
38	社会福祉施設の 避難体制の確保 【重点アクション⑲】	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、集中取組期間中に、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。 また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、集中取組期間中に「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」を作成し、社会福祉施設相互における応援協定の締結を働きかける。 	福祉部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内の社会福祉施設等において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ○「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成 <p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、津波浸水想定区域内の社会福祉施設等において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施【継続】 	

番号	アクション名	内 容	担当部局
39	在住外国人への 情報発信充実 【重点アクション⑳】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。 	危機管理室 府民文化部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全市町村において、防災手引き等の多言語版の作成、在住外国人への配布、市町村ホームページへの掲載 <p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、市町村において防災の手引き、市町村ホームページ等の更新【継続】 	

番号	アクション名	内 容	担当部局
40	外国人旅行者の 安全確保 【重点アクション㉑】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。 	危機管理室 府民文化部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取組みを促進 <p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】 	

番号	アクション名	内 容	担当部局				
41	文化財所有者・管理者の 防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。 	教育委員会				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>○所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施</td> <td>○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	○所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	○所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施	○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】					

【ミッションⅡ】

地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

番号	アクション名	内 容	担当部局			
42	災害医療体制の整備 【重点アクション⑳】	<初動期> ・地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院 ^(注) (16箇所 18病院)での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージ ^(注) を行うDMAT ^(注) (日本DMAT隊 43隊)出動態勢の確保に万全を期す。 <中長期> ・医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、集中取組期間中に他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能を整備する。	健康医療部			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○医療救護班の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備</td> <td>○集中取組期間の取組みを踏まえ、災害医療体制の充実 【継続】</td> </tr> </tbody> </table>	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	○医療救護班の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備
目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度				
○医療救護班の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備	○集中取組期間の取組みを踏まえ、災害医療体制の充実 【継続】					

番号	アクション名	内 容	担当部局			
43	SCU (広域搬送拠点臨時医療施設) の運営体制の充実・強化 【重点アクション㉑】	・地震発生時に、傷病者を被災地外に航空機で搬送する等、広域医療搬送機能を確保するため、集中取組期間中に、八尾空港で既に整備したSCUについて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。 ・関西国際空港や大阪空港においても、ソフト面でのSCU体制整備を目指す。 ・また、空港ごとにSCU協議会を設置し、管理運営ルールを作成する等、関係機関の連携体制を強化する。	健康医療部			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○関西国際空港、大阪空港においてSCUの体制整備 ○空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制の確保</td> <td>○集中取組期間の取組みを踏まえ、SCU管理運営体制の充実【継続】</td> </tr> </tbody> </table>	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	○関西国際空港、大阪空港においてSCUの体制整備 ○空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制の確保
目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度				
○関西国際空港、大阪空港においてSCUの体制整備 ○空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制の確保	○集中取組期間の取組みを踏まえ、SCU管理運営体制の充実【継続】					

番号	アクション名	内 容	担当部局			
44	医薬品、医療用資器材の確保 【重点アクション㉒】	・地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では3日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。 ・引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。	健康医療部			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目 標</th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○備蓄品の品目、数量の点検と確保</td> <td>○集中取組期間の取組みを踏まえ、備蓄品の品目、数量の点検と確保【継続】</td> </tr> </tbody> </table>	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	○備蓄品の品目、数量の点検と確保
目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度				
○備蓄品の品目、数量の点検と確保	○集中取組期間の取組みを踏まえ、備蓄品の品目、数量の点検と確保【継続】					

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
45	広域緊急交通路等の 通行機能確保 【重点アクション⑳】	<p>< 通行機能確保 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、府内の防災拠点^(注)や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、平成 32 年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。 防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。 <p>< 沿道建築物の耐震化 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の義務化対象建築物については、平成 28 年末までに耐震診断を終了するとともに、平成 30 年度までに耐震改修等の完了を働きかける。 <p>< 信号機電源付加装置の整備等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路重点 14 路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その緊要性を踏まえた計画的な整備を進める。 <p>< 無電柱化の推進 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化すべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 <p>< 避難路等として活用できる基幹的農道の整備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。 <p>< 耐震強化岸壁の整備 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁を整備する。 	危機管理室 環境農林水産部 都市整備部 住宅まちづくり部 警察本部

平成 27～29 年度(集中取組期間)		平成 30～36 年度
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○通行機能確保 <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 345 橋(H26)⇒395 橋(H29) ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 0km(H26)⇒24.8km/対象 41.2km ○沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断(H28)、耐震改修等 ○信号機電源付加装置の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等(緊急交通路重点 14 路線等) ○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・13.5km(H26)⇒17.5km ○基幹的農道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・0km(H26)⇒1.25km/対象 6.75km 	<ul style="list-style-type: none"> ○通行機能確保 <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 395 橋(H29)⇒397 橋(H32)完了 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 24.8km(H29)⇒41.2km/対象 41.2km ○沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の義務化対象建築物の耐震改修等(H30) ○信号機電源付加装置の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等(緊急交通路重点 14 路線等)【継続】 ○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・17.5km(H29)⇒19.0km(H32) ※H33 年度以降の目標については、大阪府電線類地中化マスタープランの見直しとあわせて検討の予定 ○基幹的農道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・1.25km(H29)⇒6.75km/対象 6.75km ○耐震強化岸壁の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的防災拠点の耐震強化岸壁の整備

番号	アクション名	内 容	担当部局
46	鉄道施設の防災対策 【重点アクション㉑】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。 ■広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化 ■乗降客数 1 万人/日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化 ■南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策 	都市整備部
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設等の耐震診断(対象 50 箇所)と対策の実施 ・鉄道駅舎の耐震診断(対象 25 駅)と対策の実施 ・地下駅等の浸水対策の検討(対象 10 駅)と対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設等の耐震化の実施【継続】 ・鉄道駅舎の耐震化の実施【継続】 ・地下駅等の浸水対策の実施【継続】 	

番号	アクション名	内 容	担当部局
47	迅速な道路啓開の実施	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開 ^(注) による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓開体制等の充実を図る。	都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○関係機関と連携した道路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた道路啓開体制等の充実	○集中取組期間の取組みを踏まえ、道路啓開体制等のさらなる充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
48	迅速な航路啓開の実施	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開 ^(注) による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航路啓開体制等の充実を図る。	都市整備部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○関係機関と連携した航路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航路啓開体制等の充実	○集中取組期間の取組みを踏まえ、航路啓開体制等のさらなる充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
49	大規模災害時における 受援力の向上 (ヘリサインの整備など)	・地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上に上空から視認できる大きな文字、いわゆるヘリサインの整備を促進していく。 ・府域でのヘリサイン整備を先導する観点から、集中取組期間中に、全ての市町村でヘリサインを整備するとともに、引き続き市町村や関係部局などに整備・更新を働きかける。	危機管理室
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○全市町村で1箇所以上ヘリサインの整備	○集中取組期間の取組みを踏まえ、ヘリサインの整備・更新の促進【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
50	食糧や燃料等の備蓄 及び集配体制の強化 【重点アクション】	・備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果(H26 実施)等を踏まえ、平成 27 年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大阪府大規模災害対応備蓄方針」(仮称)を策定する。 ・その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。 ・集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。	危機管理室
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○平成 27 年度中に「大阪府大規模災害対応備蓄方針」(仮称)を策定し、平成 28 年度以降、必要備蓄量の計画的な備蓄に努める ○各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの概成	○集中取組期間の取組みを踏まえ、必要備蓄物資の点検と計画的な備蓄【継続】 ○各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの確立

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
51	水道の早期復旧及び 飲用水の確保 【重点アクション⑳】	<p><水道の早期復旧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。 ・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後40日^(注)まで要するとした復旧期間について、30日以内にまでの短縮をめざす。 <p><飲用水確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓^(注)」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○断水期間について、最長発災後40日間の断水を30日以内にまでの短縮をめざす ○水道企業団及び市町村水道事業者において、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水の確保、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間での連携の強化 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、水道企業団及び市町村水道事業者において上記対応を実施【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
52	井戸水等による生活用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるように働きかける。 ・また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時協力井戸の登録事業の促進 ○ホームページによる事業周知及び登録情報の提供 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
53	避難所の確保と 運営体制の確立 【重点アクション㉑】	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、集中取組期間中に、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。 ・スムーズな避難誘導や避難者のQOL^(注)確保等に向け、府として、既に、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。 ・また、平成25年度の災害対策基本法の改正^(注)を踏まえ、集中取組期間中に同指針を改訂するとともに、「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全市町村において必要な避難所の指定(H27) ○全市町村において指針を活用した避難所運営マニュアルの策定(H26) ○避難所運営マニュアル作成指針の改訂及び避難所運営マニュアルの充実 ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、全市町村において受入れ体制の充実【継続】

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
54	福祉避難所の確保 【重点アクション⑩】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、居宅、避難所等では自立の生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に対して福祉避難所（二次的避難所）の指定を働きかけているが、平成 25 年度の災害対策基本法の改正^(注)を踏まえ、集中取組期間中に、全市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。 また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。 あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。 	危機管理室 福祉部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全市町村において福祉避難所等の確保 ○福祉避難所(二次的避難所)の補完的体制の確立 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
55	帰宅困難者対策の確立 【重点アクション⑪】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。 平成 26 年度中に「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインを策定し、同ガイドラインに基づき、事業者ごとの実行計画策定や具体的な備えを働きかけていく。 また、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混乱防止策を鉄道事業者等との連携により集中取組期間中に確立する。 府県を超えた「帰宅支援」については、関西広域連合等と調整しつつ、沿道事業所の協力等も得て、府県域をこえたシームレスな帰宅支援の仕組みづくりを検討し、実行に移していく。 	危機管理室
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅の抑制ガイドラインを踏まえた事業者における実行計画策定、具体的な備えの実施 ○ターミナル駅周辺の混乱防止・帰宅支援に関する対策の確立 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
56	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保 【重点アクション⑫】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。 後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づく府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。 また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画の見直しを行う。 	危機管理室 都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域避難地の検証 ○後方支援活動拠点の配置のあり方の検証(H27) ○後方支援活動拠点等となる府営公園の整備 ・698.1ha(H26)⇒701.7ha(H29) 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後方支援活動拠点等となる府営公園の整備 ・701.7ha(H29)⇒734.5ha(H36) ○集中取組期間の取組みを踏まえ、後方支援活動拠点の配置、運用や受入れ計画等の見直し

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
57	DPAT 編成等の被災者の こころのケアの実施 【重点アクション⑳】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD^(注)に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。 被災者のこころのケアを行うため、先行取組みとして、平成 26 年度中に被災時のこころのケアマニュアルを改訂し、DPAT^(注)の初動期・中長期における役割や体制を明確にした上で、集中取組期間中にDPATの編成をめざす。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こころのケアマニュアル改訂(H26) ○こころの健康に関する相談の実施体制の確保 ○DPATの編成 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、こころの健康に関する相談の実施体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
58	被災者の巡回健康相談 等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の実施(年1回以上) 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
59	災害時における福祉専門 職等(災害派遣福祉チーム等) の確保体制の 充実・強化 【重点アクション㉑】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、平成 26 年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。 集中取組期間中に同ネットワークを活用し、福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣(災害派遣福祉チーム等)やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備を図る。 	福祉部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣(災害派遣福祉チーム等)や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
60	被災地域の食品衛生 監視活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品関係施設への監視指導及び衛生講習会の実施、消費者への広報、衛生講習会の実施 (年 285 回程度を継続) 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、監視指導や衛生講習内容の充実【継続】

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

番号	アクション名	内 容	担当部局
61	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、集中取組期間中に各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う。あわせて、保健所設置市に対しても同様の取組みを働きかけることにより、府域の公衆衛生の確保を図る。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各保健所が策定したマニュアル等の検証及び必要に応じてマニュアルの改訂 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、防疫活動や保健活動を行うためのマニュアル等の再検証、見直し

番号	アクション名	内 容	担当部局
62	下水道施設の耐震化等の推進 【重点アクション⑳】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成させる。 被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、市町村の公共下水道と連携を図りながら、流域下水道管渠の耐震化を進め、優先度の高いものから計画的に耐震化を行い、その完了をめざす。 流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間中に逆流防止の対策を実施する。 	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理棟やポンプ棟の耐震化完了(H27) ・27 箇所(H25)⇒33 箇所(H27) ○流域下水道管渠(緊急交通路下重点区間)の耐震診断(対象 4.5km)と対策の実施 ○被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震診断(対象 1.7km)と対策の実施 ○津波の逆流防止対策完了(対象 3 箇所) 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○流域下水道管渠(緊急交通路下重点区間)の耐震化完了 ○被災時にも下水道が使えるようにするため処理場、ポンプ場直近区間の管渠の耐震化完了

番号	アクション名	内 容	担当部局
63	下水道機能の早期確保 【重点アクション㉑】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、流域下水道施設の処理機能を確保するため、平成 25 年度に策定した、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能の早期確保に向けた業務継続計画(下水道BCP)について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈澱池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。 	都市整備部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全 12 下水道処理区において、業務継続計画の点検及び改訂 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、業務継続計画のさらなる充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
64	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ(汲取り式)を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関(大阪府衛生管理協同組合等)との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。 	健康医療部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域的な支援の要請・調整に向けた市町村担当部局との連携体制の維持、点検 ○大阪府衛生管理協同組合と災害時団体救援協定(災害時し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)の継続 	<p>平成 30～36 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、市町村担当部局との連携体制の充実【継続】 ○左記組合との災害時団体救援協定の継続

番号	アクション名	内 容	担当部局
65	生活ごみの適正処理	・地震発生後に、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。	環境農林水産部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○大規模災害時の施設の稼動状況等の連絡体制の構築による広域支援体制の確立	○大規模災害時の施設の稼動状況等の連絡体制の維持、改善【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
66	管理化学物質の適正管理指導 【重点アクション⑳】	・地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。 ・また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。	環境農林水産部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○対象事業所からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の変更届出の完了 ○市町村消防局等に対する対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報提供(情報共有)の完了	○届出内容の変更に伴う逐次更新、届出指導【継続】 ○市町村消防局等への情報提供【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
67	有害物質(石綿、PCB等)の拡散防止対策の促進	・地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。 ・また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。	環境農林水産部
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○解体業者等への適正処理に関する啓発活動の実施 ○周辺環境への飛散を監視するためのモニタリング体制の整備	○集中取組期間の取組みを踏まえ、啓発活動の充実及びモニタリング体制の点検【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
68	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進	・地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導する。 ・また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。	危機管理室
	目 標	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
		○事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進	○集中取組期間の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局				
69	毒物劇物営業者における 防災体制の指導	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。 毒劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組みが行われるよう働きかける。 	健康医療部				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>○毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導</td> <td>○集中取組み期間の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	○毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	○毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導	○集中取組み期間の取組みを踏まえ、対応の充実【継続】					

番号	アクション名	内 容	担当部局				
70	ご遺体の適切処理	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、集中取組期間中に、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。 	健康医療部				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>○市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保 ○市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定締結</td> <td>○集中取組期間の取組みを踏まえ、広域火葬体制の充実【継続】</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	○市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保 ○市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定締結
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	○市町村担当部局との連携により広域火葬体制の確保 ○市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定締結	○集中取組期間の取組みを踏まえ、広域火葬体制の充実【継続】					

番号	アクション名	内 容	担当部局				
71	愛護動物の救護	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、集中取組期間中に動物救護活動のためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。 また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。 	環境農林水産部				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>○動物救護活動マニュアルの整備 (H28) ○近隣府県市との広域連携体制の構築</td> <td>○府動物愛護管理センター(仮称:H29 開設予定)を動物救護活動についても拠点とするための体制整備 ○被災動物避難所などの動物救護施設の確保</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	○動物救護活動マニュアルの整備 (H28) ○近隣府県市との広域連携体制の構築
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	○動物救護活動マニュアルの整備 (H28) ○近隣府県市との広域連携体制の構築	○府動物愛護管理センター(仮称:H29 開設予定)を動物救護活動についても拠点とするための体制整備 ○被災動物避難所などの動物救護施設の確保					

【ミッションⅢ】

「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

番号	アクション名	内 容	担当部局				
72	災害ボランティアの充実と連携強化 【重点アクション⑳】	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後、被災者支援等に活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。 また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進め、集中取組期間中に登録者数の大幅増加を図る。 ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。 また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。 	危機管理室				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア登録制度の市町村への拡大 ○安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保 (登録者数の増加とスキルアップ) ○ボランティア向けのメール登録制度やポータルサイト立上げ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、ボランティアの十分な確保とスキルアップを図るとともに、対策の充実【継続】 </td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア登録制度の市町村への拡大 ○安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保 (登録者数の増加とスキルアップ) ○ボランティア向けのメール登録制度やポータルサイト立上げ
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア登録制度の市町村への拡大 ○安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保 (登録者数の増加とスキルアップ) ○ボランティア向けのメール登録制度やポータルサイト立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、ボランティアの十分な確保とスキルアップを図るとともに、対策の充実【継続】 					

番号	アクション名	内 容	担当部局				
73	災害廃棄物の適正処理 【重点アクション㉑】	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。 また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。 	環境農林水産部				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定 ○広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の実績を踏まえ、体制の充実【継続】 </td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定 ○広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定 ○広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の実績を踏まえ、体制の充実【継続】 					

番号	アクション名	内 容	担当部局				
74	応急仮設住宅の早期供給体制の整備 【重点アクション㉒】	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、集中取組期間中に、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。 また、府域での応急仮設住宅が不足する場合に備えて、関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度の導入に係る体制整備を図る。 	危機管理室 住宅まちづくり部				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27～29 年度(集中取組期間)</th> <th>平成 30～36 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅確保のための体制整備 ○関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結 (H27) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】 </td> </tr> </tbody> </table>		平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅確保のための体制整備 ○関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結 (H27)
	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度					
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅確保のための体制整備 ○関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結 (H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】 					

番号	アクション名	内 容	担当部局
75	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。	住宅まちづくり部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○被災建築物応急危険度判定士の登録者数 4,886 人(H25)→6,500 人</p> <p>○被災宅地危険度判定士の登録者数 1,000 人確保を継続</p>	<p>○被災建築物応急危険度判定士の登録者数 6,500 人→10,000 人</p> <p>○被災宅地危険度判定士の登録者数 1,000 人確保を継続</p>

番号	アクション名	内 容	担当部局
76	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援 【重点アクション④】	・地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。 ・集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。	商工労働部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○地域経済団体と連携したBCP策定支援策の充実</p> <p>○中小企業組合等を通じた BCP の普及啓発</p>	○集中取組期間の取組みを踏まえ、効率的、効果的なBCP策定支援策の実施

番号	アクション名	内 容	担当部局
77	災害復旧に向けた体制の充実	・被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。 ■公共土木施設等の速やかな復旧 ■府有建築物等の速やかな復旧 ■被災農地等の早期復旧支援	全部局
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○まちの復旧に向けた体制の再点検</p>	○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
78	生活再建、事業再開のための措置	・地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 1) 被災者生活再建支援金の支給 ・被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 2) 雇用機会の確保 ・国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置 ・中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 4) 被災農林漁業者の経営支援 ・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。	危機管理室 商工労働部 環境農林水産部
	目 標	<p>平成 27～29 年度(集中取組期間)</p> <p>平成 30～36 年度</p> <p>○被災者支援や中小事業者の復興に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保、点検</p>	○集中取組期間の取組みを踏まえ、連携・協力体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
79	復興計画策定マニュアルの作成	・被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画 ^(注) 策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。	政策企画部
	目	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
	標	○復興計画策定の手順等のマニュアルの作成(H27)	○集中取組期間の取組みを踏まえ、マニュアルの充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
80	大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂	・迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン(H17策定、H26改訂)」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。	都市整備部
	目	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
	標	○改訂したガイドラインの関係者への周知・習熟	○ガイドラインの再点検・充実【継続】 ○集中取組期間の取組みを踏まえた、ガイドラインの再点検・充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
81	復旧資機材の調達・確保	・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材(建設資材、木材、機械)の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。	環境農林水産部 住宅まちづくり部
	目	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
	標	○広域被害を想定した関係団体との連携体制の確立	○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
82	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行	・円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害 ^(注) における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。	全部局
	目	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
	標	○府の代行手続きの設定及び市町村への周知	○集中取組期間の取組みを踏まえ、代行手続きの点検・充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
83	住宅関連情報の提供	・被災者が安定した生活を送れるよう、集中取組期間中に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。	住宅まちづくり部
	目	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
	標	○住宅関連情報の提供体制の整備	○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】

番号	アクション名	内 容	担当部局
84	地籍調査の推進	・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地区の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。	環境農林水産部
	目	平成 27～29 年度(集中取組期間)	平成 30～36 年度
	標	○南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域(384 km ²)において官民境界等先行調査 ・0km ² (H26)→約 38 km ²	○南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域(384 km ²)において官民境界等先行調査 ・38 km ² (H29)→約 128 km ²

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

(3) 新アクションプランをより進める推進体制の確立

府の行政機能の維持

番号	アクション名	内 容	担当部局
85	大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」を平成 26 年度に改訂した。 東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。 	全部局

番号	アクション名	内 容	担当部局
86	府庁 BCP の改訂と運用	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、「大阪府災害等応急対策実施要領」とともに南海トラフ巨大地震等を想定した府庁 BCP(業務継続計画)を平成 26 年度に改訂し、今後運用していく。 同プランを踏まえた、必要業務に係るし施設・スペース・設備等の効率的な確保と、職員に対する周知及び定期的な訓練等を実施する。また、出先機関を含めた部局版 BCP の早急な改訂を行う。 	全部局

番号	アクション名	内 容	担当部局
87	大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、既設回線が被害を受けた場合でも、必要な防災情報を迅速かつ的確に収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるよう、平成 26 年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。 	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
88	災害時の府民への広報体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。 あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。 地震発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報の設定を行うとともに、情報発信経路の事前シミュレーションを行う等、迅速かつ正確な情報発信に向けて取り組む。 	危機管理室 政策企画部 府民文化部

番号	アクション名	内 容	担当部局
89	都府県市間相互応援体制の確立・強化	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都県市との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。 	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
90	健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化	・地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府立公衆衛生研究所が迅速かつ必要な対応をとるとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所の相互協力体制を確立・強化する。	健康医療部

番号	アクション名	内 容	担当部局
91	発災時における地域の安全の確保	・地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。 ■被災地及びその周辺において、集団警ら等による警戒活動を実施する。 ■ヘリコプター等を効果的に運用し、被災状況及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。 ■被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。	警察本部

番号	アクション名	内 容	担当部局
92	緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進	・地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国(消防庁)の支援による、全国からの緊急消防援助隊 ^(注) について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。 ・また、いわゆるハイパーレスキュー隊 ^(注) について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。 ・また、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形での広域化を研究する。	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
93	救急救命士の養成・能力向上	・地震発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
94	救出救助活動体制の充実・強化	・地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。	警察本部

番号	アクション名	内 容	担当部局
95	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	・災害対策本部等に係る業務にあたる職員(防災要員)や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員(緊急防災推進員)が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
96	発災後の緊急時における財務処理体制の確保	・地震発生後に、停電等が発生した場合において、手書き処理等により財務処理が行える体制について、訓練等を通じて実効性を確保しておく。	会計局

※(注)の用語は巻末用語集(P38～)を参照

市町村の計画的な災害対策推進への支援

番号	アクション名	内 容	担当部局
97	市町村地域防災計画の策定(改訂)支援	・「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、平成27年度中に、全市町村において、大阪府地域防災計画(平成26年3月)を反映した改訂が行えるよう指導・助言に努める。	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
98	「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定支援	・「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、内閣総理大臣の推進地域の指定(平成26年3月28日)を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」により、知事が設定した津波浸水想定(平成25年8月19日設定)を管内に含む沿岸市町の全てが、集中取組期間中に同法に基づく推進計画を策定できるよう働きかけ・支援を行う。	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
99	地区防災計画の策定支援	・全ての沿岸市町において、津波ハザードマップ及び国が策定したガイドラインに基づき、集中取組期間中に、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることができるよう働きかけ・支援を行う。	危機管理室

番号	アクション名	内 容	担当部局
100	地震災害に備えた市町村に対する支援	・計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村の対策の立案・実行が必要であることから、府として様々な支援に努める。 ・とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内での取組みの均てん化を図るため、市町村から求めがある場合は、その緊要性に鑑み、集中取組期間において府の専門人材の派遣を検討する。	危機管理室

<用語集>

第一線防潮堤 : 1 防潮堤の津波浸水対策の推進 (P12)

- ・台風等による大波や高潮による被害を防ぐ堤防で、水門等の施設を含め最前線に位置すること。

長期湛水 : 3 長期湛水の早期解消 (P12)

- ・市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

防火規制 : 4 密集市街地対策の推進 (P12)

- ・建物の新築や増築の際、燃えにくい建物である準耐火建築物や耐火建築物にすることを定める規制。

水防法に準拠 : 7 地下空間対策の促進 (P13)

- ・平成 25 年 7 月の水防法の改正により、洪水による浸水想定範囲内に位置する地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場その他の施設を対象に、利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等について定められた。この定めを津波による浸水想定範囲についても適用するもの。

防災農地 : 9 防災農地の登録促進 (P14)

- ・営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。

補助制度のさらなる活用 : 12 病院・社会福祉施設の耐震化 (P15)

- ・病院については、厚生労働省の国庫補助の対象が、これまでの災害拠点病院等に加え、平成 26 年度より一般病院も対象となった。また、国土交通省の補助金の活用も可能である。これら補助制度を活用して、医療機関の耐震化を促進していく。

沿岸市町 : 15 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 (P15)

- ・平成 25 年 8 月 19 日に設定した大阪府の津波浸水想定において、浸水想定区域を管内に有する 14 市町（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町）。

堤外地 : 18 堤外地の事業所の津波避難対策の促進 (P16)

- ・防潮堤よりも海側の土地のこと。

船舶の動揺シミュレーション : 20 船舶の津波対策の推進 (P16)

- ・津波が港内等に来襲した際に、係留施設や船舶がどのように揺れ動くかを予測すること。

大阪府石油化学コンビナート等防災計画 : 21 石油コンビナート防災対策の促進 (P17)

- ・石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域（大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区、岬地区）において、同法に基づき、コンビナート災害の予防対策及び応急活動などに必要な事項、業務を定めたもの。府、関係市町、国、警察、消防機関、事業所等が対応すべき防災関係業務を予め定めている。

特定事業者 : 21 石油コンビナート防災対策の促進 (P17)

- ・石油コンビナート等特別防災区域において、石油・高圧ガス等を一定量以上、取扱い、貯蔵または処理する事業所を設置している事業者。

スロッシング : 21 石油コンビナート防災対策の促進 (P17)

- ・石油タンクなどの容器内の液体が、海上運行時の揺動や地震などの外部からの比較的長周期な振動によって揺れ動くこと。

消防団協力事業所表示制度 : 25 消防団の活動強化のための消防団活動の理解促進 (P18)

- ・消防団活動に協力している事業所を顕彰する制度。勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力を事業所の社会貢献として認定するもの。

大阪府防災情報システム : 31 防災情報の収集・伝達機能の充実 (P19)

- ・大阪府災害対策本部での意思決定をサポートするため、府内各所の災害情報、気象情報、雨量・潮位・水位情報、震度情報のほか、ヘリコプターからの映像情報や災害現場のデジタルカメラ画像情報を収集し、災害対策本部のマルチビジョンに表示するもの。

おおさか防災ネット : 31 防災情報の収集・伝達機能の充実 (P19)

- ・気象情報（注意報、警報等）や台風情報、地震・津波情報、交通機関の運行情報、ライフライン情報、災害発生時の被害情報、避難に係る情報等、府内の防災に関わる幅情報にアクセスできる Web サイトのこと。あらかじめ登録いただいた方に気象情報を含む災害情報を発信する防災情報メール配信サービスも行っている。

かんさい生活情報ネットワーク : 32 メディアとの連携強化 (P20)

- ・関西に拠点を置くライフラインや交通などの事業者、自治体、報道機関、専門家が参加し、インターネットのクラウドサービスを使ってさまざまな情報を共有・活用するシステムのこと。

災害拠点病院 : 42 災害医療体制の整備 (P23)

- ・災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。府内では 18 の病院が指定されている。

トリアージ : 42 災害医療体制の整備 (P23)

- ・災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用し、救助可能な傷病者を確実に救い、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、傷病者の傷病の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って患者搬送、病院選定、治療の実施を行うこと。

DMAT : 42 災害医療体制の整備 (P23)

- ・医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

防災拠点 : 45 広域緊急交通路等の通行機能確保 (P24)

- ・災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。
府における防災拠点は、大阪府地域防災計画において、“災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」としている。

道路啓開 : 47 迅速な道路啓開の実施 (P25)

- ・被災地との緊急輸送を確保するため、最低 1 車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

航路啓開 : 48 迅速な航路啓開の実施 (P25)

- ・被災地との緊急輸送を確保するため、水中の瓦礫や障害物を取り除き、船舶が航行できるようにすること。

最長発災 40 日 : 51 水道の早期復旧及び飲料水の確保 (P26)

- ・「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、上水道について「発災約 40 日後にほとんどの断水が解消」と想定されている。

あんしん給水栓 : 51 水道の早期復旧及び飲料水の確保 (P26)

- ・地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、府営水道の送水管上に設置されているもの。

QOL : 53 避難所の確保と運営体制の確立 (P26)

- ・クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)。「生活の質」と訳される。ここでは、避難所の生活の質を確保していくことを示している。

平成 25 年度の災害対策基本法の改正

: 53 避難所の確保と運営体制の確立 (P26)

54 福祉避難所の確保 (P27)

- ・「市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。」と定められた。

PTSD

: 57 DPAT 編成等の被災者のこころのケアの実施 (P28)

- ・心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。

DPAT

: 57 DPAT 編成等の被災者のこころのケアの実施 (P28)

- ・大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の PTSD をはじめとする精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム。

復興計画

: 79 復興計画策定マニュアルの作成 (P34)

- ・大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。

特定大規模災害

: 82 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行 (P34)

- ・極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。

緊急消防援助隊

: 92 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進 (P36)

- ・被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度のこと。

ハイパーレスキュー隊

: 92 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進 (P36)

- ・消防救助機動部隊。大規模災害等に対応するため、特別な技術・能力を有する隊員や装備で編成される東京消防庁の特別高度救助隊のこと。